

平成二十八年一月二十日提出
質問第六七号

歩きスマホに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

歩きスマホに関する質問主意書

スマートフォンを操作しながら歩行する、いわゆる「歩きスマホ」による接触事故が年々増えており、問題となっています。

歩きスマホが原因で駅のプラットフォームから転落する事故は、二〇一一年度は十八件、二〇一二年度は十九件、二〇一三年度は四十五件と増加し（国土交通省の調査）、歩きスマホ中の事故により救急搬送された方も、二〇一三年度は二〇一〇年度と比較して一・五倍に増加しており（東京消防庁の調査）、今後、スマホの普及に合わせて事故の数も増加することが予想できます。

携帯電話会社や鉄道会社など関係者が歩きスマホの危険性を警告していますが、効果が出ているとはとても言えない現状だと感じます。

最近では、歩きスマホをすると警告が出るアプリも開発されていますが、そもそも、そのアプリを入れるような方は、「歩きスマホは慎むべきだ」という意識をもっている方であって、衝突事故を起こしてしまうような方は、そもそもアプリをダウンロードしないと思います。

アメリカ合衆国ニュージャージー州フォートリーでは、歩きスマホを禁止する歩きスマホ規制条例を二〇

一二年に制定し、違反者には八十五ドルの罰金が科されることになりましたが、我が国でも同様の法規制を求め、声が一部に上がっております。

以下、質問いたします。

一 歩きスマホを禁止する法規制の是非について、政府の見解を伺います。

二 法規制しない場合、せめて、歩きながらスマートフォン操作が出来ないようにする機能を付加することを、政府として携帯事業者に求めるべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。